

令和6年高島市農業委員会第11回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月8日（金）
午後1時30分から午後2時52分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 9・10
- 3 出席委員（16人）

会長	6番 中田正敏
	1番 田中孝敏（議事録署名委員）
	2番 青谷喜代一
	3番 橋本久義
	5番 采野 哲
	7番 前川幸雄
	8番 古谷久栄
	9番 上原満枝
	10番 地村満信
	11番 中川幸雄
	12番 中江武良
	13番 岸田忠則
	14番 山田善嗣
	15番 浅井嘉己
	16番 古田卓見
	17番 清水 巧（議事録署名委員）
- 4 欠席委員

4番 高木敏一
18番 足立 功
19番 石津紘子
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 1人
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	報告事項
第 1	農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
第 2	農地法研修会について

- 第 3 令和 6 年度第 4 回高島市農産ブランド認証委員会について
 第 3 報告第 20 号 農地の転用事実に関する照会について
 第 4 議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 第 5 議案第 61 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 第 6 議案第 62 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
 第 7 議案第 63 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について
 第 8 議案第 64 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 連絡事項

(1) 令和 6 年第 12 回総会について

- ・日 時 令和 6 年 12 月 10 日（火） 午後 1 時 30 分
- ・場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 11・12

(2) 県外視察研修について

- ・日 時 令和 6 年 12 月 3 日（火） 午後 1 時 高島市役所出発
- ・場 所 若狭町役場 三方庁舎（福井県三方上中郡若狭町中央 1-1）

8. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	参事	大辻 可奈子
	主事	南村 悠斗

9. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	川崎 弘
	参事	前河 康史
	主任	飯田 浩一

10. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。 それでは、令和 6 年第 11 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、16 名の委員に、ご出席を賜っており、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますので、ご報告いたします。欠席の委員は、4 番 高木委員、18 番 足立委員、19 番 石津委員です。 本日の案件は、報告事項 3 件、報告案件 6 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件 8 件、第 5 条案件 4 件、市長部局からの案件として「高島市農用地利用集積計画 案件」49 件「農用地利用集積等促進計画 案件」12 件「農業経営改善計画認定案件」2 件、計 84 件につきまして、ご審議いただくことになっております。次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます 議事日程第 7、議案第 63 号
-----	---

	「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」の番号５については、■番、■に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日、委員のお手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の２点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日配布させていただいております。ご確認ください。なお、本日の議案書ですが、１点、修正がございます。議案書３ページ報告第２０号「農地の転用事実に関する照会について」の４ページの番号６ですが、地番２５１９番の地目が田となっておりますが、正確には畑の誤りでございました。差し替え分の４ページの片面を配付させていただきました。差し替え方よろしくをお願いいたします。たいへん申し訳ございませんでした。 また、本日も、各農業委員の皆さまには、タブレットを持参いただくこととなっており、議案書をメールで送付させていただいておりますので、ご確認ください。併せて、個人情報保護の観点から、総会終了後は、データを削除していただくよう重ねてお願いさせていただきます。 なお、本日の総会から、■大学大学院の■が、農業委員会における「非農地判断制度」の取組みについての調査・研究を進めるにあたり、農業委員会の総会の傍聴をしていただくこととなりました。各農業委員の皆様には、お知らせさせていただきます。
事務局	改めまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長 よろしく申し上げます。
副会長	皆様、ご起立ください。 それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」と申しあげましたら、その後に続いて、ご唱和をお願いいたします。 （唱 和）
副会長	有り難うございました。
事務局	ありがとうございました。それでは、続きまして、中田会長よりごあいさついただきます。 ごあいさつの後、総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第

会長	5条の規定に基づきまして、会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
会長	《会 長 挨拶》 それでは、これより、「令和6年第11回 高島市農業委員会総会」を開会します。本日の議事日程に従い、会議を進めます。 日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、17番清水巧委員、1番田中考敏委員を指名します。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。 第1「農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について」は、私も参加しましたので、当方より報告させていただきます。
会長	10月24日、守山市民ホールにて開催されました。当農業委員会としては、各地区より代表3名の方に参加いただいたところです。事例報告では、養老町における「地域計画の取り組みと農地バンク経由の農地賃貸借等の手続き」について、養老町農業委員会事務局の課長補佐から報告をいただきました。養老町といいますと高島市とも近い距離にあり、面積的には高島市より少ないですが、主食用米963ヘクタール、飼料用米763ヘクタール、加工用米111ヘクタール等の作付があり、農業的にはバランスの取れた農業をされている印象を受けました。また山岳地域もあり海拔より低い地域もあり高低差が相当あるということでした。地域計画策定の背景は、平成23年から人・農地プランの作成を手掛けられており、それをベースとしながら概ねこれで定まっていたことから、今回の地域計画においては、スムーズな移行作業ができたとの報告でした。また、地域計画を作成するうえでの方向性としては、生産調整の推進地区もしくは小学校区単位で人・農地プランを策定したこと。また担い手の有無によりプラン策定状況を修正し、アンケートの集計後、行政がプランの素案を策定する方法を用いたこと。担い手も10年後も農業ができる担い手に絞り込みを行い、担い手のいる集落から地図上にゾーニングを実施し、担い手のいる集落から優先して集落座談会、町検討会を開催しプランの作成に道筋をつけていったことなどの報告があり、中間管理機構の利用集積率については66.8パーセントを占めている結果となっています。

	なお、アンケートを実施するうえで、細かい内容も聞き取っておられ将来に対する不安を抱えておられる状況をしっかりと把握されておられたことや規模拡大を行いたいと考えておられる農家の方はわずか1.2パーセントにとどまったことなど、貴重なデータの集計・分析が行われておりました。 また、この養老町が地域計画を短期間で円滑に進めてこられた要因としては、地図を開き、皆さんが顔を付き合わせて作成することが大切ですが、行政・JAがリーダーシップを発揮したことや、担い手と緊密な連携ができたこと。担い手が比較的多い存在していたこと。が大きな要因であったと分析されていました。これにより、集積率は平成26年で約57パーセントであったものが、R5年度には79.3パーセントまで拡大することにつながったとの報告を受けました。 高島市においては、現在地域計画の作成に取り組んでおり、土地改良事業等も進んでいる状況もありますが、地域でしっかりと話し合いをさせていただいてこの地域計画をつくりあげることが大切であり、地域計画を作成する中で、今後の課題や疑問をしっかりと地図に明確に示していくことが、今後の不安の解消にもつながるのでは感じたところです。以上でつたない説明ですが、これで報告に代えさせていただきたいと思います。
会長	この件について、何かご意見・ご質問がありましたらご発言ください。よろしいですか？各地区の代表の方も参加されましたので、各地区の中でいろいろと議論をしていただければと思います。 (質疑・意見なし)
会長	次に、第2「農地法研修会について」も参加しましたので、私より報告させていただきます。
会長	10月30日、米原市役所にて開催されました「農地法研修会」に参加しましたので報告します。 高島市農業委員会としては、会長の私と地村副会長、事務局より川崎事務局長と飯田主任の4名で参加させていただきまして、「違反転用に対する措置」として弁護士の宮崎直己先生からご講演をいただきました。 なかなかこういう措置というものは難しいものなのですが、法の4条関係では、転用事案が完了するまでの間、報告を求めています。こういった転用が許可された案件についても、しっかりと転用に伴う工事等が実施

	されているかということについて農業委員および最適化推進委員のみなさんもしっかりと見届けていただきたいと、改めて皆さんにお願いをさせていただきたいと思います。 また、原状回復命令に対し、正当な理由がなく命令に従わないときは、土地の地番等を公表すると定められたところではありますが、なかなか命令を行っても履行されないケースもあり、法的な強制性が難しい状況にあるというお話をいただきました。こうした違反転用等についても、完成してから、原状回復ということは、なかなか難しい状況であることから、早期に発見・対策を講じていくことが大切であり私たちの役割であると改めて感じたところでありました。またこういう違反事案についても3年以上経ちますと黙認されたということで時効が成立するということで、早期発見・早期解決の重要性を感じたところです。他に行政代執行についてもお話いただきましたが、地域の中でよほど有害なものでないと行政代執行も実施が難しい状況もあり、なかなか法的に解決していくことにも限界があるということを感じた研修でした。 農業委員会としまして、事業の確実性を高めるために、現場の確認や面談等をしていただくことの重要性を改めて認識をしていただき、早期発見と是正につなげていただきたいと思います。簡単な説明でしたが、これで報告に代えさせていただきたいと思います。
会長	何か、この件について特にご意見・ご質問がありましたらご発言いただきたいと思います。また、農業委員の皆さんも就任から15か月を経過しておりますが、農業委員会の手引きをお持ちいただいていると思いますので、今一度初心に戻っていただき、この手引きをお開きいただき、農業委員の権利と権限について取り違えることのないよう改めて再確認していただきたいと思います。個人的には思うところです。よろしく願いしたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	次に、第3 令和6年度第4回高島市農産ブランド認証委員会については、采野委員より報告をお願いします。
采野委員	5番采野です。お手元資料をご覧ください。令和6年度第4回農産ブランド認証委員会審査結果を報告させていただきます。10月31日に書面決議により審査が実施されました。申請は個人2名、5件、5品目で面積が3.6aです。裏面に詳細が記されておりますが、申請人2名とも、こ

	れまで承認を受けてこられた方として、書類の不備も無く承認されたものです。以上でございます。
会長	本件について、何かご意見・ご質問はございますか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第2「報告事項」を終わります。 次に、日程第3 報告第20号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。報告第20号。農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和6年11月8日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示、地番1708番1。地目、田。面積630平方メートル。現況 非農地。番号2。地番455番。地目、田。面積85平方メートル。他2筆、計3筆242平方メートル。現況 非農地。番号3。地番1285番。地目、田。面積175平方メートル。他1筆、計2筆512平方メートル。現況 非農地。番号4。地番2173番。地目、畑。面積26平方メートル。現況 非農地。番号5。地番2891番1。地目、畑。面積13平方メートル。現況 非農地。番号6。地番2425番。地目、田。面積958平方メートル。他4筆、計5筆2,498平方メートル。現況 非農地。計6件 3,921平方メートル。 本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号6について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。 なお、法務局から照会があれば、14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	以上で説明が終わりました。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)

会長	無いようでしたら、以上で、日程第3「報告第20号」を終わらせていただきます。 次に、日程第4 議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	5ページをお開きください。高島市農委議案第60号農地法第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年11月8日高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。 5ページをお開きください。高島市 農委議案 第60号 農地法 第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年11月8日。高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。6ページをごらんください。1. 所有権移転 番号1および番号2は、譲渡人・譲受人の相互間の交換であるため、一括して説明します。番号1. 土地の表示、地番25番。地目、畑。面積1,504平方メートル。番号2. 土地の表示、地番26番。地目、畑。面積1,527平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集1ページから3ページをご参照ください。申請地を譲渡人および譲受人の間で交換することにより、それぞれが所有する土地に隣接し、双方で利便性が向上するため、話がまとまり、所有権を移転するものです。番号1のマキノ在住の譲受人は、農作業経験は長く、水稻や野菜・果樹の栽培を手掛けており、また、番号2のマキノ在住の譲受人は、隣接するキャンプ場の自家菜園として適切に管理されていたもので、双方ともに今後も畑、樹園地として利用する計画です。申請地は、土地改良区からも同意が得られており、意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	3番橋本です。事務局からの説明のとおりです。現地確認を行いました。が特に問題は無いかと判断しました。審議の程よろしくをお願いします。
事務局	番号3. 土地の表示、地番1370番。地目、田。面積1,101平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集3ページから5ページ

	をご参照ください。 申請地は、これまでからマキノ在住の譲受人が耕作され適切に管理をされていましたが、譲渡人が破産したことから、今回破産管財人との間で、売買により所有権移転するものです。 譲受人にあっては、農作業経験も長く、多くの大型機械を所有しており、今後も水稻および大豆の栽培を継続する計画で、土地改良区からも同意が得られており、意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	3番橋本です。事務局からの説明のとおり譲受人の方は、これまで耕作もされてこられました。特に問題は無いかと判断しました。審議の程よろしくをお願いします。
事務局	番号4. 土地の表示、地番197番1。地目、田。面積103平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集5ページから7ページをご参照ください。 申請地は、安曇川に居住しているため、耕作することが難しく処分したい譲渡人と、申請地に隣接する家屋を購入し飲食業を営む上で、食材の生産のために畑として利用したい高島在住の譲受人との間で、贈与により所有権移転するものです。 譲受人は、5年の農作業経験があり、申請地の面積が小さいため手作業により、夫婦でハーブ類の自家菜園を耕作する旨の営農計画書が提出されています。 また、現況農地が耕作されていないことから、農地復元計画書が提出されており、11月中に復元することとしています。 申請地を、意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
事務局 (高木委員)	欠席されておられます高木委員から、意見をいただいておりますので報告させていただきます。 現地確認をさせていただきました。現地は、譲受人が購入した家屋に隣接しており、飲食業を営むうえで食材の生産のために畑として管理する予定です。特に問題は無いかと判断しました。審議の程よろしくをお願いします。
事務局	番号5. 土地の表示、地番1506番。地目、田。面積1,042平方

	メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 7 ページから 9 ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住しており、高齢のため耕作することが難しく処分したい譲渡人と、今津在住の譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。 譲受人はこれまで 40 年の農業経験があり、所有する田は申請地の近くに居住する認定農業者に農作業を委託しています。 なお、申請地は割田となっており、東に隣接する田の所有者が一体的に水稻を栽培しています。また、所有者は申請地の西に隣接する農地も所有しており、譲受人は今後、申請地と西隣の農地を交換のうえ、栗の栽培を新規に行いたいと考えています。 申請地は、土地改良区からも同意が得られており、意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
采野委員	5 番采野です。事務局からの説明にありましたとおり、譲受人の方は、このあたり一帯を耕作されておられる認定農業者の方で引き続き、この圃場を耕作されると伺いました。現地も確認させていただきましたが特に問題は無いかと判断しました。審議の程よろしく申し上げます。
事務局	番号 6. 土地の表示、地番 3 2 1 番。地目、田。面積 4 6 5 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 9 ページから 11 ページをご参照ください。 申請地は、相続により所有したものの、耕作することが難しく処分したい譲渡人と、居住地に近く、農業の規模拡大を行う上で、便利が良い安曇川在住の譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。 譲受人の農作業歴は長く、トラクターや田植え機など、多くの農機具を所有しており、農業経験は豊富で、経営面積は約 2 ヘクタールあり、今後も申請地において水稻を作付けする計画です。 申請地は、土地改良区からも同意が得られており、意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
中川委員	11 番中川です。ただいまの事務局の説明のとおりです。譲渡人の方から土地を処分したいとの申し出があり、今回の申請に至ったとのこと。現地確認を行いました。特に問題は無いかと判断しました。審議の

事務局	程よろしく申し上げます。 番号 7. 土地の表示、地番 1 4 3 6 番。地目、畑。面積 4 7 8 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 1 ページから 1 3 ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住しており、耕作することが難しいため、処分したい譲渡人と、居住地に近く果樹を栽培したい安曇川在住の譲受人との間で、贈与により所有権するものです。 譲受人は 1 0 年前から申請地において、果樹の栽培を手伝っていた経験もあり、引き続き申請地において、サクランボやブルーベリー等の果樹の栽培を行う計画です。現況は、一部草が生い茂っている箇所がありますので、譲受人において、草刈りを行い、農地を適正に管理したい旨の復元計画書が提出されています。これまでの農作業経験から申請地を意欲的、効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。なお、土地改良区からも同意が得られていることを申し添えます。以上でございます。
浅井委員	1 5 番浅井です。先ほどの事務局からの説明のとおりです。現地は雑草が茂っておりますが、安曇川町在住の譲渡人の甥の息子さんが譲受人となり、これから畑として利用すると聞いています。特に問題は無いかと判断しました。審議の程よろしく申し上げます。
事務局	番号 8. 土地の表示、地番 3 7 3 3 番。地目、田。面積 3 5 1 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 1 3 ページから 1 5 ページをご参照ください。 申請地は、不動産競売開始決定用地ではありますが、競売不調により任意売却を行う譲渡人と、高島市永田に拠点があり農業の規模拡大をしたい県外在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 なお、申請地は、土地改良区からも同意が得られており、現在遊休農地となっておりますが、譲受人によって草刈りを実施し、畑として利用する旨の計画をされています。以上でございます。

浅井委員	15番浅井です。ただいまの事務局からの説明のとおりです。現地確認を行いました、譲受人の方によって、今後はしっかり管理していただくと判断しました。特に問題は無いかと判断しました。審議の程よろしくをお願いします。
会長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより、議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」の「所有権移転について」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決を行います。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号5の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

	全員挙手。
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権移転」番号１から番号８の案件は、申請のとおり許可することに、決定しました。 次に、日程第５議案第６１号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	８ページをお開きください。高島市農委議案第６１号。農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年１１月８日、高島市農業委員会会長。農地法第５条の規定による許可申請について農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。 ９ページをご覧ください。１．所有権の移転。番号１。土地の表示、８番２。地目、田。面積３５０平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の１５ページから１８ページをご参照ください。 本件、譲受人は、申請地近くのアパートで妻と子ども３人で暮らしていましたが、子どもも大きくなり、室内が手狭になったことから、新居を新築する計画で、近傍の農地を譲渡人から売買により譲り受け、農地を転用するものです。農地区分は、申請地は、都市計画の第１種住居地域であり、第３種農地として判断され、立地基準上は、許可が可能と考えます。

前川委員	周辺の被害防除については、雨水排水は、自然浸透とする計画です。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和6年11月20日から令和7年6月30日の予定をしています。以上でございます。
事務局	7番前川です。内容につきましては、先ほどの事務局からの説明のとおりです。また、現地確認を行いました。何ら問題は無いと判断しました。審議の程よろしくをお願いします。 番号2。土地の表示 8番4。地目、田。面積198平方メートル。転用目的、資材置場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集15ページから18ページをご参照ください。 本件、譲受人は、自身が経営する電気設備の資機材を自宅に保管していたが、手狭になったため、屋外の資材置場を探していたところ、譲渡人から売買により譲り受け、農地を転用するものです。なお、隣地には、娘夫婦が新居を建築する予定で、防犯面も考慮して最適であると判断されています。農地区分は、都市計画の第1種住居地域であり、第3種農地として判断され、立地基準上は、許可が可能と考えます。 周辺の被害防除については、雨水排水は、自然浸透とします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和6年11月20日から令和6年12月31日の予定をしています。以上でございます。
前川委員	7番前川です。内容につきましては、事務局からの説明のとおりです。現地確認を行いました。番号1の土地の隣接している場所で、特に問題は無いと判断しました。審議の程よろしくをお願いします。
事務局	番号3。土地の表示、地番1番5。地目、田。面積675平方メートル。地番1番7。地目、田。面積535平方メートル。計2筆、1,210平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の18ページから22ページをご参照ください。 本件は、譲受人が宅地分譲を行うため、田2筆を売買により譲受け、農

事務局 (足立委員)	地転用するもので、分譲宅地を４区画計画しています。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域 第１種住居および第１種低層住居専用地域であるため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 周辺の被害防除について、雨水排水については、申請地の東側に擁壁を設置し農地への流出を防止し既設道路側溝へ放流し、雑排水は公共下水道へ接続し放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書および土地改良区からも同意が得られている状況です。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和６年１１月２０日から令和７年３月３１日の予定です。以上でございます。 欠席されておられます足立委員から、意見をいただいておりますので報告させていただきます。 現地確認をさせていただきました。現地は、新旭駅の西側にあり、都市計画区域の用途地域の範囲内で、区画整理されており、宅地分譲するには適している農地であり、譲受人もこれまでから宅地分譲を手掛けており、これまでの実績から、問題なく管理していただけると思います。審議のほどよろしくお願いします。
事務局	番号４．土地の表示、地番６番１。地目、田。面積９２６平方メートル。 転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の１８ページから２２ページをご参照ください。 本件は、譲受人が宅地分譲を行うため、田１筆を売買により譲受け、農地転用するもので、分譲宅地を４区画計画しています。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域 第１種住居および第１種低層住居専用地域であるため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 周辺の被害防除について、雨水排水については、申請地の３方を取り囲む既設道路側溝へ放流し、雑排水は公共下水道へ接続し放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、令和６年１１月２０日から令和７年３月３１日の予定です。以

	上でございます。
事務局 (石津委員)	欠席されておられます石津委員から、意見をいただいておりますので報告させていただきます。 現地確認をさせていただきました。現地は、新旭駅の西側にあり、都市計画区域の用途地域の範囲内で、区画整理されており、宅地分譲するには適している農地であり、譲受人もこれまでから宅地分譲を手掛けており、これまでの実績から、問題なく管理していただけると思います。審議のほどよろしく申し上げます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請」について「所有権の移転」番号1から番号4について審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問が無いようですので、これより、議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決します。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手

会長	よって、議案第 6 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号 1 から番号 4 については、申請のとおり許可することに決定しました。 次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。 （農業政策課職員 入室）
会長	それでは、再開します。日程第 6 議案第 6 2 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局および農業政策課の説明をお願いします。
事務局	10 ページをお開きください。高島市農委議案第 6 2 号 高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和 6 年 1 1 月 8 日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。 1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。 2、公告予定年月日、令和 6 年 1 1 月 2 0 日。 高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課南村と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画。令和 6 年 1 1 月 2 0 日。滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は 1 2 ページでございます。なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。 利用権設定について。利用権設定農用地は 4 9 筆。利用権設定面積は 7 9, 2 3 5 平方メートルでございます。内訳としまして、新規 5 筆 6, 4 7 1 平方メートル。継続 4 4 筆 7 2, 7 6 4 平方メートル。利用権設定者は 2 1 名。農用地利用申出者は 8 名でございます。その他、利用権設定各筆明細は 1 3 ページから 1 7 ページのとおりでございます。農用地利用申出者 8 名はすべての農地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。

会長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより、議案第６２号「高島市農用地利用集積計画の決定について」番号１から番号４９の案件について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問が無いようですので、これより、議案第６２号「高島市農用地利用集積計画の決定について」番号１から番号４９の案件について採決します。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、議案第６２号「高島市農用地利用集積計画の決定について」番号１から番号４９の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 次に、日程第７ 議案第６３号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	１８ページをお開きください。高島市農委議案第６３号。農用地利用集積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和６年１１月８日、高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画（高島市）について意見を求める。 １、農用地利用集積等促進計画（高島市）、別紙のとおり。 ２、公告予定年月日、令和６年１２月２７日。 農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画、令和６年１２月２７日、滋賀県。農用地利用集積等促進計画は２０ページのとおりでございます。こちらについても、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。農用地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は１２筆。権利設定面積は

会長	15, 485平方メートル。農地中間管理機構に権利の設定をする者は7名。権利の設定を受ける者は6名。その他 農用地利用集積等促進計画は21ページのとおりでございます。以上で説明とさせていただきます。 以上で説明が終わりました。 これより、議案第63号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」審議を行います。はじめに21ページ、農用地利用集積等促進計画。番号4の案件について審議します。法第31条第1項の規定により、■番■■■■の退席を求めます。 （■■■■ 退席）
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、農用地利用集積等促進計画 番号4の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、番号4の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 （■■■■ 入場・着席）
会長	続いて、21ページ、農用地利用集積等促進計画、番号1から番号3および番号5から番号12の案件について審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、農用地利用集積等促進計画 番号1から番号3および番号5から番号12の案件について採決します。本件

	について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、21ページ、農用地利用集積等促進計画 番号1から番号3および番号5から番号12の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 次に、日程第8。議案第64号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	22ページをお開きください。高島市農委議案第64号、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和6年11月8日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課大辻と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについてご説明申し上げます。今回申請のありましたのは継続案件として今津地域で2件となります。それでは申請内容につきまして説明させていただきます。 23ページをご覧ください。【番号1】の[]の農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は1,980アールであり、これを2,250アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は1,950アールで減少となりましたが、これは賃貸借契約が満了したことによるものです。水稻栽培については農地が点在しているため、連坦化を行い、違う水稻品種の作付けで作業集中を避けて作業効率を上げることとし、他に大根、カブを栽培して農地利用の効率化図り、所得を向上するとされています。今後については、息子もしくは現在雇用されておられる方へ継承する予定をされておられます。 次に24ページをご覧ください。【番号2】の[]の農業経営改善計画の概要です。5年前の経営面積は2,287.3アールであり、これを2,400アールまで拡大する計画を立てておられました。現状は

	1, 718.5アールで減少となりましたが、この方についても賃貸借契約が満了したことによるものです。今後につきましては、再度集約を進め2,350アールまで拡大し、水稻、大麦栽培については、農地の集約等により移動時間の短縮を図り、作業効率をあげつつ、麦あとに大豆を栽培し所得を向上するとされておられます。また、息子さんへスムーズな事業継承ができるよう準備をしていかれます。 以上の2件につきましては、農業政策課において慎重に聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からは既に同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第64号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議します。23ページ24ページの番号1および番号2の案件について、審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号1および番号2の案件について、採決します。 まず、番号1の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	よって、議案第64号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号1および番号2の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。

	(午後 2 時 5 2 分 議事終了)
--	---------------------

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 17 番 _____

議事録署名委員 1 番 _____